

【声明】

2013年12月6日
全国保険医団体連合会
会長 住江憲勇

生活保護法「改正」案、生活困窮者自立支援法案の可決に抗議する —社会保障の土台、生活保護の改悪は断念を—

先の通常国会において生活保護法「改正」案、生活困窮者自立支援法案は、国民の強い反対もあり廃案となった。しかし、政府は今国会に両法案を再提出し、衆参を合わせてわずか十数時間の審議で、本日可決、成立させた。両法には、扶養義務の強化など困窮する要保護者に対して制度を利用し難くし、国民を生活保護制度から締め出す内容が盛り込まれている。審議中も、当会をふくめ多くの団体、個人が繰り返し廃案を求めてきた。こうした国民の声を無視して、両法案を十分な審議もせず可決・成立させたことに対し、強く抗議する。

この間、生活保護法違反である「親族の扶養義務が要件」とする文書を、全国430以上の福祉事務所で使っていることが明らかとなった。現場では扶養を理由とした申請締め出しの強化など法改定を先取りするような動きも見られる。両法成立がこうした動きを合法化し、さらに推し進めることは明らかである。

貧困と格差がますます広がり、医療現場では経済的理由からの治療中断、受診抑制がさらに深刻化している。貧困が増大する背景には、非正規労働の広がりなど雇用破壊と、年金や医療など社会保障制度の度重なる改悪がある。こうした状況の下、最後のセーフティネットである生活保護制度を改悪し、利用し難くすることは、国民のいのちを奪うことに等しい。実際に、生活保護制度を利用できずに「餓死」、「孤立死」するという痛ましい事件が後を絶たない。

そもそも生活保護の「捕捉率」は2割程度と国際的にみても低く、現在でも必要な世帯に生活保護がいきわたっていないのである。こうした状況をさらに悪化させる今回の法「改正」は、国民のいのちと健康を守る医師・歯科医師として、断じて容認することはできない。あらためて両法の可決・成立に強く抗議するとともに、当会は引き続き生活保護、医療など社会保障の充実を求めて全力を尽くすものである。